

誓 約 書

健康保険法および国民健康保険法、老人保健法等関連の法律により定められている被保険者又は被扶養者に対する施術について、被保険者又は被扶養者が、一般社団法人山形県保鍼会（以下本法人と言う）本法人会員（以下会員という）に対して施術を求めて、施術料金の一部負担金を除いた料金を被保険者が加入している保険者へ請求及び受領する行為を被保険者及び本法人会員より委任されている会長（甲）と本法人会員（乙）との間で、適正かつ円滑に請求及び受領が行うことができるよう誓約する。

施術者名 年 月 日 生

施術所名称 所在地
(保険所へ届け出名・住所)

- 1、 会員は関係法令及び通知、通達を遵守し懇切丁寧に施術しまた施術は療養上妥当なものでなければならない。
- 2、 会員は、患者（被保険者及び被扶養者）から健康保険による施術を求められたとき、その者が提出する被保険者証によって療養費を受領する資格があることを確認しなければならない。
- 3、 乙は、この誓約により行った施術料金は、療養費支給基準（厚生労働省局長発出の通達等）に明示された算定基準により算出した金額とする。
- 4、 乙はこの誓約によって行った施術は、別紙所定の用紙により毎暦月計算によって作成した支給申請書に医師の同意書を添付し、本会の自主審査会へ提出する。提出された審査済の支給申請書は（甲）が速やかに各保険者へ送付しなければならない。また、会員以外で家族、従業員の有資格者であっても会員名義の請求は認めない。
- 5、 甲は、乙から送付された支給申請書を各保険者へ提出後、支給の可否に基づいて支給されるものであるから、不支給については出来るだけ早期に施術者へ通知しなければならない。また支給通知のあったものに付いては、会計局長が過誤の無いように努め出来る限り早期に乙へ支払わなければならない。
- 6、 乙は、健康保険による施術を行ったとき施術録に必要な事項を記載した上で5年間保管しなければならない。
- 7、 乙は、患者から健康保険の給付を受けるための証明書、意見書の交付を求められたとき、無償で交付しなければならない。

- 8、 甲又は保険者が、乙に対し必要あると認めたととき、指導、助言、事情聴取することができる。
- 9、 保険者から施術録、その他帳簿書類の検査、説明又は報告を求められたとき、これに応じなければならない。
- 10、 乙はすべての請求に甲を通して行うものとする。
- 11、 乙は、この誓約に違反し、その是正等について甲から指摘を受けたとき、従わなければならない。
- 12、 乙は、保険者より不正請求又は保険者及び被保険者に対し著しく迷惑となる行為を行ったとき、資格停止し団体長による民法上の受領委任行為、上記不正行為等を行ったときより2ヶ年間取扱うことができない。
- 13、 乙は、損害賠償責任保険に加入しなければならない。
- 14、 甲は、乙の定額会費を指定期日までに指定銀行口座振替により引き落とすものとする。

この誓約を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

一般社団法人山形県保鍼会
代表者(甲) 会長 白田 栄二 団体長印

支部名
施術者(乙) 会員氏名 印